

2019年10月1日以降に
満期を迎えるお客さまへ

THE  すまいの保険 **THE**  家財の保険
個人用火災総合保険 個人用火災総合保険

個人用火災総合保険改定のご案内

2018年6月に火災保険の参考純率が改定されたことを受け、損保ジャパン日本興亜の火災保険も2019年10月1日以降保険始期の契約について、商品改定を実施いたしました。
本改定により、ご契約(更改)にあたり保険料や補償内容が大きく変更となっている場合がありますので、今一度ご契約内容をご確認のうえ、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

主な改定

保険料の改定

表面

臨時費用保険金支払割合
30%・20%の販売停止

裏面



参考純率とは

損害保険料率算出機構が算出する「純保険料率」(保険金の支払いにあてられる部分)のことです。参考純率は、損保ジャパン日本興亜をはじめとする多くの会員損保会社のデータを用いて算出を行っていることから、個社単独のデータから算出した純保険料率よりも精度が高いものです。

1. 保険料の改定

(1) 自然災害や水濡れ損害が増加しています。

近年の自然災害の増加や住宅の老朽化による水濡れ損害の増加など、火災保険を取り巻く環境は大きく変化しています。

そのため、損保ジャパン日本興亜では、2019年1月と2019年10月に保険料に関する改定を行いました。

出典：一般財団法人消防防災科学センター 災害写真データベース

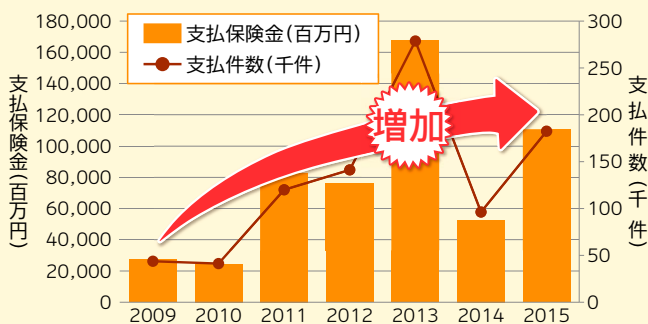


自然災害の増加

大型台風やゲリラ豪雨、また、2013年度に関東甲信に大きな被害をもたらした大規模な雪災などにより、保険金の支払が増加しています。



【風雪雪災・水災保険金の支払件数と金額】

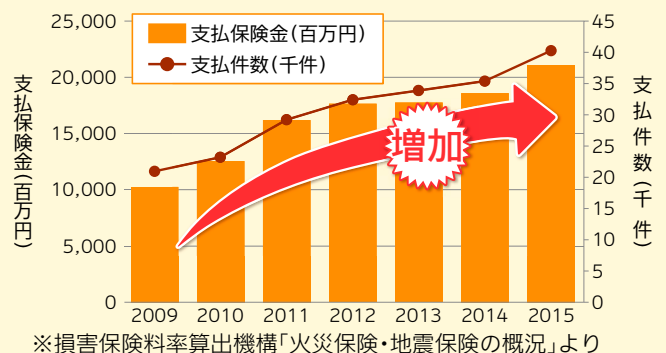


水濡れ損害の増加

冬季の凍結や老朽化などで水道管等に生じた事故による水濡れ損害の保険金の支払が増加しています。



【水濡れ損害保険金の支払件数と金額】



(2) 築年数別割引の対象範囲を拡大しました。

自然災害や水濡れ損害の増加により、特に築年数が古い物件の事故件数が増加しています。

そのため、2019年1月に新たに「築年数別割引」を導入し、お住まいのリスクに見合った、より公平な保険料体系としました。さらに今回、割引が適用となる築年数の拡大を実施します。

改定前

2019年1月改定

築11年未満

改定後

2019年10月改定

築15年未満

築年数別割引が対象となる築年数

2. 臨時費用保険金支払割合 30%・20%の販売停止

必ずご確認ください!

前契約の臨時費用保険金支払割合が30%または20%のプランの場合、2019年10月1日以降保険始期のご契約から「損害保険金×10%(限度額100万円)」または「臨時費用保険金セットなし」プランへ変更となります。

※ 更改後の保険料は、表面記載の保険料改定に加え、上記プラン変更も加味した保険料となります。
(臨時費用保険金支払割合10%または「セットなし」プランの保険料は、30%または20%のプランよりも低い水準となります。)

臨時費用保険金の支払割合が30%・20%のご契約の場合、事故の際に実際にかかった修理金額以上に保険金が支払われるケースがあり、「なぜ修理金額以上の保険金が支払われるのか」「わかりにくい」というお声をいただいていた。

また、昨今の自然災害の増加に伴い、火災保険の保険料は全体的に上昇傾向にあります。このような環境下において、商品の簡素化を通じより実際の損害に見合った補償をご提供することで、お客さまにご負担いただく保険料も今まで以上に合理的となるよう、販売プランを見直し、臨時費用保険金支払割合30%・20%を販売停止とすることいたしました。

改定前

臨時費用保険金(支払割合・限度額)
損害保険金×30%・限度額300万円
損害保険金×30%・限度額100万円
損害保険金×20%・限度額100万円
損害保険金×10%・限度額100万円
なし

改定後

臨時費用保険金(支払割合・限度額)
販売停止
損害保険金×10%・限度額100万円
なし



臨時費用保険金とは?

損害保険金にプラスしてお支払いする保険金です。事故時の思わぬ出費に役立ちます。
※「なし」を選択した場合はお支払いできません。

3. 補償の見直しのポイント

各種改定にともない、ご予算に合わせた補償の見直しが可能です。万が一のときのために、今一度補償内容のご確認をお願いいたします。

①地震保険・水災補償のススメ

地震の補償や水害、洪水などへの補償はついていませんか?

自然災害が増加する中、「万が一」は誰にでも起こりえます。2018年度の相次ぐ自然災害時、多くのお客さまから「保険に入っていて良かった」との声をいただきました。



②家財の補償のススメ

「家財」への保険のご加入はお済みですか?

「建物のみ」のご加入では、家財に損害があった場合、補償の対象になりません! 万が一のとき、少しでも補償があれば大きな助けとなります。



③保険料スリム化のポイント

臨時費用保険金や自己負担額の設定パターンにより、保険料を抑えることが可能です。

※補償が縮小したり、事故時にお客さまにご負担いただく金額が発生しますのご注意ください。

臨時費用保険金の設定パターン

高	損害保険金 ×10%・ 限度額100万
低	なし

自己負担額の設定パターン

高	0円
低	1万円
	3万円
	5万円
	10万円

※契約プランによっては自己負担額0円・1万円は選択できません。

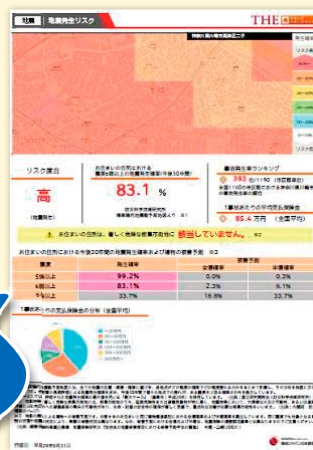


自己負担額とは?

事故の際に、損害額のうちお客さまが自己負担する額です。

④補償に迷ったら…「THE すまいのハザードマップ」をご活用ください!

「THE すまいのハザードマップ」とは、損保ジャパン日本興亜が公的機関等の各種データや保険金支払データ等を用いて独自に作成した、オリジナルのハザードマップです。ぜひ取扱代理店までお問い合わせください。



地震や水害などのお住まいを取り巻く災害リスクをピンポイントで分析できます!

- 「THE すまいの保険」「THE 家財の保険」は、「個人用火災総合保険」のペットネームです。
- このご案内は、改定の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。なお、ご契約の際には、必ず「重要事項等説明書」「ご契約のしおり(約款)」などをご確認ください。



SOMPO ホールディングス
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
〈連絡先〉 <https://www.sjnk.co.jp/contact/>

お問い合わせ先

株式会社 総合保険トラストワン

〒270-0031 千葉県松戸市横須賀2-3-14
TEL:047-309-3322 FAX:047-375-8179